田代時報
第34号
発行所　田代村公民館
電話19番
発行責任者　湯ノ谷米吉
編集責任者　小川兵一
鹿児島市易居町2
印刷所　南日本新聞社印刷局

私達の生活はもつと良くならないものでしようか？

『若い娘の心から遠ざかりつゝある、田代の農家の在り方をあなたはどうお考えですか』

先月号の本紙で経済課長の記事に、之からの農業は頭五、体五の農業でなければ、経営の健全化を図ることは出来ない、と言う意味の記事が出て居りましたが、実に其の通りだと思います。

会社や工場等は、頭を使つて計画を樹てる者と、体を使つて労働に従事する工員とが、はつきり区分けされて居て、頭を使う者は専門的に頭を使い、体を使う者は専門的に休を使えば良いように出来て居り、仕事は専業化され、非常に能率的でしやすいのでありますが、農業は計画も労働も、全て自分でしなければならない所に其の複雑性があり、其の複雑な所に経営の難かしさがあるのであります

何時も頭だけを使つて居る、所謂精神労働者は、自然体力が低下して、筋肉労働には向かなくなり何時も体だけを使う筋肉労働者は自然頭が低下して、緻密な計画を必要とする仕事には向かなくなるのであります。

会社や工場等はうまく其の人間の個性を生かして、頭を使うものと、体を使うものとにはつきり色分けして、専門的な仕事に従事させて居るから、非常に高度な経営が出来るのでありますが、こと農業だけは、頭を使う計画も、体を使う労働も総て自分でしなければならない、所謂一人二役を演じなければならない所に、其の特異性があり、困難性があることは前述した通りであります。

其の日暮しの、みじめな生活にあまんじて居ることの出来る人は別ですが、たとえ農家であつても今日のような最低の、みじめな生活を何時迄も続けたくはない、どうにかして家庭経済を立て直し、より幸福な生活の基礎を築きたいと念願する人ならば、常に頭も体も鍛つて、考える能力も、働く体力も養成して置かなければならない事は申す迄もありません。

頭を磨くことを怠り、工夫も研究も足らない農業を営めば、いきおい体だけを酷使する「働け働け」と言つた、無駄の多い農業しか出来ないのは、寧ろ当然な事だと言えましよう。

田代の農業が他に比較して相当おくれて居て、農家の生活程度が非常に低いのは、田代の土地柄や台風のせいばかりでなく、過去の農家が、頭五体五の農業でなく、頭よりも体に重点を置いた、無駄働きの多い農業を営んで居たからではないでしようか。

労働に従事する者は、ともすれば頭を鍛えることが、おつくうになり勝なのでありますが、前述したように農業は、頭も体も相当使わなければならない職業でありますから、体の鍛錬だけでなく頭の鍛錬も同じようにして置く必要があります。

平常労働に従事して居ないものが、時たま農作業等に従事すると疲れやすく、頭を使うことに慣れて居ないものが、時たま会合等に出席して急に頭を使うと、仕事したよりかえつて疲労をおぼえると言う事実が、頭も体も常に鍛錬して置かなければ、使い物にならないのだと言う事を、立派に証明して居ります。

人の立てた計画や指図によつて一方的に働きさえすれば良い職業ならばまだしも、頭を使つて自分で計画を立て、自分で立てた計画に従つて、自から労働しなければならない農業を営む以上、どうしても頭を相当使えるだけの、鍛錬をして置かなければなりません。

頭も体も鍛錬は幼い頃からして置かなければ、なかなか効果の上るものでない事は、今更此処に申述べる迄もなく、鳥や犬や牛馬等の調教に当られる方は特に其の事を実感としてあじわつて感く事と思います。

私共農家の者は、幼い頃から日常の仕事を通じて、相当な労働に耐え得るだけの、体力の鍛錬は出来て居りますので、体力の点では問題はありませんが、頭の鍛錬がどうしても不足勝になると言う点は、今後お互いに、相当真剣に考えなければならない、大きな問題点だと思います。

農民の集りには、理論めいた難かしい話よりも、子供つぽい他あいもない話の方が受けが良いのは幼い頃からの、頭の鍛錬が足らずに、難かしい事を考える能力が不足して居るからだと思います。

私達農家の者は、果して自分達の子供に、子孫に、其の第二の舞をさして良いのでしようか、其れでは農業は何時迄たつても、みじめな職業、苦しい職業としての域を脱する事は出来ないのではないでしようか。

今日田代の農家の若い娘さん方が次々に、村を去つて行かれる姿を、どうお考えになりますか、もう少し田代の農家が豊かな生活に恵まれて居るならば、都会地へ去つて行かれる娘さん方の数は相当減じて居たでありましよう。

若い世代の習性と力が半分取り去られた社会が将来発展するでありましようか。私達は此の現実をもう少し、真剣に考えて見る必要があると思います。

話は脇路にそれましたが、田代の振興を図る為には、どうしても農業の発展策を講じなければならない。

（田代の総人口の九割を占める農家の経済が苦しく購買力が衰えると、必然的に商業も工場も振わなくなり、村全体の産業が麻痺してしまうのである）

農業の発展策の第一は、農民の頭をつくり、経営を合理化することである。

農民の頭をつくるには、大人になつてからはなかなか困難であるから、出来るだけ幼児の時代から身体と共に、頭を鍛錬する習慣をつくつて置かなければならない。

（幼児教育の大切な所以である）

幼児時代から頭を練る習慣をつくるにはどうすれば良いか、之が此処に取り上げた問題の山であり真剣に考えて頂かなければならない点だと思います。

幼児教育の振興を図るには、先づ何と言つても、幼児教育に対する、大人の理解と関心を高めることが、先決問題だと思います。

公民館では大人の幼児教育に対する、理解と関心を高める一方策として、期間はわづか十日間位ではありますが、田植時期を利用した農繁保育所を村内の要所々々に設け、部落が主体となつて之が運営を図つてもらつて参つたのであります。

其の為に最近になつて、村民の幼児教育に対する、理解と関心が急速に高まりつゝあることは、田代村永遠の発展の為に非常に喜ばしい事だと思います。

今年度は特に、村婦人会の重要議題として、幼児教育の問題が取り上げられ、之が保育所設立推進運動にまで発展しつゝある事は、将に劃期的な出来事であると信じます。

一口に保育園と申しましても、場所の問題、経費の問題、人の問題等々幾多困難な問題が山積して居るのでありまして、之等の問題を解決せずして、保育園の設立はあり得ないのでありますが、それとても、全村民の理解のある協力と支援があれば、実現不可能な問題ではないのではないでしようか。

公民館主事　小川兵一

水稲の施肥設計を立てましよう

販売肥料の統制が廃止されて数年を経た今日では、化学肥料の生産量が戦前以上に恢復して、いろいろな新しい肥料が豊富に販売される様になりました。

農家の方は統制の頃とは違つて自由に各種の肥料を選択して施肥の設計が立てられる様になりましたが、それだけにまた今日は施肥の計画をいろいろと検討が必要に迫られているとも云えましよう。

そこで今年の稲作の肥料を立てるに役立ちそうなことを二、三、述べたいと思います。

設計立案の資料として時期的に遅れて遺憾に存じます。

先づ施肥と云う事を分けて見ますと。

（イ）どんな肥料を

（ロ）どの位

（八）いつどんな方法でやるか、と云う三点に基因しますが従来の施肥方法、又昨年の稲作を見て、この点がますかつたと云う点はなかつたでしようか。

施肥を合理化するには、従来のやり方を反省し悪い点、欠点を見い出し、それを良くするにはどんな方法があるかを考えて適当な肥料を無駄のないようにやればよいわけですが、このためには自分の田の土の性質をよくのみこんでおくことが大切です。

全国の農業試験場の試験成績の平均を見ますと、水稲では三要素区（窒素、燐酸、加里をやる）の収量を、一〇〇として、無肥料区（肥料をやらない）七〇、無窒素区（燐酸、加里だけ施す）七五、無燐酸区（窒素と加里だけ）九七無加里区（窒素と燐酸だけ加里は施さない）九三と水稲の場合の成績が出ております。

一方畑作の表に於いては三要素区を一〇〇として無肥料三三、無窒素四六、無燐酸六九、無加里七二となつています。

水田は水をはる関係から潅排水中の養分の供給をうけること、又水稲の養分が出てくることなどから無肥料で作つても表よりかなり収量の高いことがわかります。

従つて稲は地力でとり、麦は肥料でとる等いわれるわけです。

この地力というものをなるべく適確につかんで施肥を考える事が施肥計画を立てる上に一番大切といえましよう。

施肥料のきめる方法

以上で三要素を合理的に配合して施す事が増産上最も肝要な事はわかりましたが、一般に窒素肥料の収量に及ぼす影響の高い事から自然窒素過多となり、病虫害や倒伏の因をまねき、かえつて減収したりする事が多いので量をきめるには一番やつかいなものです。

水稲を一石生産するには必要な窒素成分をどれ位吸うかといゝますと大体一貫匁です。

従つて二石五斗とるには二貫五〇匁が必要でこれを硫安に換算すると約十二貫となります。

しかしこの内約七割の八貫五〇〇匁位は土又は水からの窒素分を吸うので残り三貫五〇〇匁を肥料として施せばよい事になるが、しかしこの肥料全部作物に吸収されるのでなく、上手に使つても五割が有効であるので結局反二石五斗生産するには硫安で七貫が必要となつてきます。

小量の肥料を最も有効に使用するには、先づ稲のどの生育時期にどれだけ肥料を必要とするかを考えて施さねばなりません。

肥料を余り必要としない生育時期に多量に施すと稲は軟弱になり、病虫害の発生や倒伏の原因となり不利になります。

生育過程を大きく区別すると栄養生長（活着期、分けつ期）、生殖生長（幼穂分化期、伸長期、出穂期、成熟期）の二過程に分けられる。

生育期間中の窒素を一〇〇としたとき、活着期に窒素が五―一〇％が吸収され、分けつ期に於いて六〇―七〇％吸収されると。

そこで窒素肥料の大部分は栄養生長期に吸われるので、基肥に重点を置き、又初期の追肥を早くして茎、葉の生育をよくして有効分けつを多くし、後の一部を穂肥にまわします。

砂質や水漏りのはげしい水田では追肥に重点をおき分施の回数を加えます事が大切であります。

基肥はなるべく肥料が土の中に混ざるようなやり方、つまり中鋤前にやることであります。

この様にして施しますと施した肥料の七割が吸収されるといわれます。

そして全層施肥であると最も窒素分を吸収する分けつ期に利用されるといわれます。

一方普通の施し方田植前にすぐ施して植えると僅か四割しか稲には吸収されないで六割が損出となりますが、先にも触れたが、砂質土漏水田は排水が良好で保肥力に欠けるので表面撒布で追肥に重点を多く、又水稲の生育の遅れる冷水田では基肥の一部を植代に施します。

石灰窒素を基肥に用いる場合は移植の七日位前になるべく畑收穫の水田に施し、分解を良くするため水はりは移植直前まで遅らせる。

次に燐酸の初期の生育を順調にして分けつをよくするため特に必要です。

真夏の頃になり温度が上ると、それにつれて土が還元される度も増すので、これまで土壌中に潜在していた燐酸も一部は溶解されて参ります。

そこで普通燐酸は全部基肥とします。

加里肥料も生育初期に多く吸収される事が望ましいばかりでなくよく土に吸われて流亡の心配は余りないから、原則としては基肥とします。

しかし秋落す地帯又は本村の水田のように火山灰土壌では基肥に七割施し後の三割を穂肥として追肥する。

肥料を選ぶ時の注意

秋落田は鉄分やアルカリ分が欠乏した状態にあるので尿素、石灰窒素のような窒素肥料、熔成燐肥トーマス燐肥のような燐酸肥料及び塩加のような加里肥料を選ぶようにします。

最近新しい肥料として化成、配合が販売され、その種類も多いので個人での選択はむずかしいので、農協で販売される化成、配分肥が適正で誤りがない。

肥料を施す時の注意

肥料切の苗代だけ、

（二）稗抜き、稗は稲より葉が細長く、葉脈が白い。

（ホ）潅排水、水は常に浅く苗取り四～五日前深水にする。

二、田植

（イ）冷水田、湿田は三条並木植の培土栽培で溝巾一尺二寸、畦巾六寸、株間五寸三条

（ロ）適期、木葉四～五枚、草丈四～五寸

（八）肥料別表施肥設計の通り、反当基肥硫安五〆熔燐八〆、塩加二〆を鋤き込む、冷水で活着の悪い地帯は一〆を表面撒布とする。

◎陸稲

（イ）中耐除草　播種後一ケ月位経つたら早目に、麦間湿作は刈取後早目に

（ロ）移植　本葉四―五枚の時六月下旬、畦巾一尺五寸、株間五寸二条播、一株四―五本宛

肥料、堆肥四〇〇貫硫安四貫過石八貫、塩加二貫

◎甘藷

（イ）黒斑病の撲滅は蔓苗利用から

（ロ）苗の消毒、ウスブルン一〇〇倍液　十五分間

（八）苗床の追肥、苗取り毎に硫安水又は下肥を

（二）本圃の手入れ、植付後二十日位経つたら、早急に硫安二貫と土寄せを

（ホ）薬剤程使用の場合

植付五日位前に薬剤程に石灰窒素を反当三貫撒布し軽く鍬土してお

六月の農作業

熔燐八貫、塩加二貫

◎ルーピンの播種

採種用ルーピンの收穫は今月下旬が收穫の適期である。

收穫後は特に乾燥が大切で、なるべく早く乾燥調整しないと発芽力を失うから貯蔵前に充分乾燥しておくことが必要である。

◎蔬菜

（イ）人参の播種、七月に入ると乾燥するので発芽力が落ちるので六月下旬迄に終る、敷藁を行うこと

（ロ）瓜類の病害虫防除

A、害虫ウリバエ、砒酸鉛を水一斗に二〇匁展着剤加用

B、病気、炭疽病、ダイセン水一斗に八匁、展着剤加用

敷藁の励行

C、馬鈴薯の收穫、晴天続き後に收穫し、少し乾燥して貯蔵する。

農薬普及員　大園亨

このように施肥の設計を合理的に立てようとする事はなかなかむづかしいので、今年施す肥料の種類や時期、量、方法等に誤りのないように、無駄のない稲作りをやつて見ましよう。

この資料が配布される頃にはすでに計画後になりそうですが、今後の管理及び明年えの設計に役立てば幸と存じます。

最後に田代村水稲作施肥標準をお示しします。

一、窒素質肥料

肥料名　基肥　追肥

A、硫安　四〆　三〆

B、硫安　四〆　一〆

C、尿素　一〆五〇〇匁

二、燐酸質肥料

肥料名　基肥　追肥

A、熔燐　八〆

B、過石　十〆

C、骨粉　七〆

三、加里肥料

肥料名　基肥　追肥

A、塩加　二〆　一〆

四、配合肥料

肥料名　基肥　追肥

A、水配　一五〆

B、尿素　一〆五〇〇匁

C、塩加　一〆

農薬改良普及員　大園亨

経済課よりお願い

経済課長　湯ノ谷秀吉

◎紡毛工場について

県下にも一つか二つと言う立派な紡毛工場が本村の高等学校内に出来て操業して居ることは皆様既に御承知の通であります。

工場の機械は熊本県山鹿市の羊毛加工場から特別契約を以て中古品を導入したものでありまして紡毛の機械と致しましては優秀なものであります（現今は大勢がソ毛機に切替えられる趨勢ですが）毎日六、七名の女工さんが騒音の中にかいがいしく立働いて居り汚毛から洗毛―紡毛―糸繰り―編方―縫付―染色等の一貫作業は此のへんでは珍らしい科学経営が行われて居ります。

製品は昨年は初度操業でもあり不馴れもありましたが細部の欠点は若干あるにしても立派なものが安価に出来て一般に喜んでいただきました。本年は昨年の不備を補い更に研究習熟して皆様の御期待に副うべく心掛けて居りますから一層の御利用をお願申上ます。

◎栄養食を摂りましょう

農々農繁期となり日は長く夜が短く気候は暑くなつて一年中で一番疲労する時でございます。今から努めて合理的な健康食を摂り元気で愉快に田植等を済ませましよう。

本年は幸に麦と蕎種が順調に収穫出来ましたから麦は粉食混食等で色々工夫し川原のウドン工場等で変換の方法もあり。

菜種油は色々なテンプラ野菜いため又は味噌汁に入れたり使い途が沢山あります。

山羊乳も沢山出る事でございましよう馬鈴薯も沢山穫れそうですが農家では金は使わなくとも工夫によつて立派な栄養食が摂れますから奥様方どうぞ腕を振つて立派なお献立で家族の健康を守つてやつて下さい。

◎道路や川は自分達のもの

今年も又雨期に入り災害の時期に入りました。各所の河川ははんらんするし道路は欠壊します。あれは県道だから県がするだろう、あそこは村道だから村が補修するだろう式の今迄の考では迚も道路や川は維持しては行けないのです

御承知の緊縮予算で県も村もこれ等の費用は極端に削減されて居ります。多額の金をかけて補修する事等は不可能な状態でございますので此の点御理解下さいまして少くとも受持地区だけは絶えず輪ぱん制でも設けて監視巡察を行い小障害を取除き目前防止に心掛けていただきたいと思います。

奉仕作業が問題になつて居りますが奉仕でなく自分のものを自分でするのでございます損金を徴収されるとなれば苦困ることでございますから切に御協力方お願する次第であります。

◎技術員の巡回指導について

近頃よく聞く声に

(イ) 此の頃の技術員はちつとも回つて来ない

(ロ) 何の技術員は顔も知らない

(ハ) 何々はどこばかり行つて他の人の家には行かない等

御もつともな言葉でありまして事実その様な事もあるかとも存じます、御承知の様に今の世の中は少くとも二三十年前とは格段の相違であります。農業にしても日に日に改良進歩して居りますので皆様が技術員の指導を欲して居られる御気持は十分判ります。

しかしながらそうであればある程技術員の人達も忙しくなるのは当然でありまして事実片時も暇等ないのであります。

1、色々の会合が多い。
2、研修も頻繁にある。
3、事務的業務も多くなつた。
4、試験試作等が多くなつた。
5、文明病とも言ふべき色々の病害虫の発生が多くなつた。
6、自己担任の業務以外に各種の行事に使われる。
7、広く公民教育に引張り出されて夜分の仕事が多い等

これが現在の技術員の方々の姿です。当局としましては毎月蕨川原地区を五日東部地区を六日と日を決めて巡回指導さして居り更に毎月各部落の例会には技術員を派遣することに致して居りますがこれとてなかなかうまく行かない状態であります。

又巡回して御目にかかる事が出来なかつた場合には連絡票に書いてどこかに挟んで置くか札として立てて置く事に致しております。

そこで一般の皆様にお願したい事は何か用件がある場合には

A　子供の便でもよいから必ず連絡していただく事。

B　書き物で間に合う事は筆記回答を求めること

C　道でも逢つた場合は呼び止めて話すこと

D　技術員の言うた事は誠意をもつてその通りしていただくこと

E　技術員の立場も考えていただき人格を尊重していただくこと

F　と言つて遠慮は入らないのですからよく使つていただき真に技術者として公務員として十分役立たしていただくこと

と尚これにつきましては更に皆様方のよいお考も聴かしていただけば幸と存じます。

◎共同田植を致しましょう

猫の手も借りたい忙しい田植です。労働の合理化、無駄の節約協同力の養成等、色々の面に於て共同田植はよい事と信じます

二三年来共同田植をする部落が増して来た様でありますが今年も又御互助け合つて行くと言う主旨のもとに押進めていただきたいと思います。

今迄にやられた所はたしかによかつた、と皆の声でありますつてそれによつて植える如くすれば尚結構と存しますが。どなたか一つやつて見て下さいませんか。

◎早生麦種子の確保について

田代村の麦は例年收穫時に雨に逢つて切角みのつた実を腐らしたり発芽して仕舞いますので早生種の奨励をして居るのでありますが本年も早生種の種子は立派に穫れましたからその方々は少しでも多く種子を確保していただき来年は努めて多くの方々に配分して下さいます様御願い申上ぐる次第であります。

委託加工案内

（田代村羊毛加工場）

1、羊毛を受領致しましたら直ちに預り証を御渡し致します。
2、羊毛の状態「汚損、濕気含有、強度等」により等級をつけ全て標準原毛に換算して計算を行います。
3、計算の結果過不足が生じた場合は時価で現金に換算して加工料にて精算致します。
4、若し原毛の全量を還元されることを希望の方はその様に係に御話し下されば出来るだけ御希望通り致します

別表　委託加工料金表

昭和30年度

品名	単位	加工賃を戴く場合 加工料	加工賃を戴く場合 原毛量	加工料不要 交換原毛量
羊編毛糸	1封	360円	300匁	420匁
大人セーターV衿	1枚	300	320	430
トクリ	〃	300	320	430
東衿	〃	350	330	450
チョッキ	〃	200	230	300
腹巻	〃	200	260	330
マフラ	〃	200	200	270
ズボン下	〃	250	290	380
婦人セーター	〃	300	260	370
カーディガン	〃	300	270	380
コート	〃	400	380	520
都オコシ	〃	300	280	290
男子高校生用	〃	250	310	400
中学生用	〃	250	270	360
女子高校生用	〃	250	270	360
中学生用	〃	250	250	340
小学上級生用	〃	200	250	320
〃下級生用	〃	200	230	300
4―6才用	〃	200	210	280
1―3才用	〃	200	180	250
ケープ	〃	350	360	480
靴下	1足	100	100	120
手袋	〃	100	40	70

註　染料　毛糸　100円　大人物　1枚　100円　小供物　1枚　70円　頂きます

村會議員に要請

村民の代表者として先覚者たる議員諸氏に誠に僭越では御座居ますが左記の件につき御考慮賜わるよう切望に堪えない次第であります

一、本村の飛躍的産業発展の根本策について

「人は生れながらに知ることを欲する。」然し知ることは楽しい事でもあるが、また苦しいことである。

煙草を買うほど本を買う人は少ない。たえず自我を拡大してゆくのはこの少数の人で本を買うより煙草を買うのに忙しい人はそこで立ちすくんでしまうのである。

（室伏高信著「人の一生」の一節）誠に味はうべき言葉ではあるまいか。

本村の現状もこの端的な一言にて言いつくされているように思われる。

賢明なる十八人の議員諸氏は何卒煙草を買うより本を買つて貰いたいものです。

県議の柴立氏も選挙の前に「大いに勉強して県政に努力する」と明言されましたが議員諸氏も柴立さん以上に勉強され智慧をしぼり出して田代の飛躍的発展に解決の曙光を見出して下さるよう切望にたえません。

先づ根本的解決策の前提として世界の国際状勢に通じそれからして日本の産業状態を充分に検討し勉強して始めて我が村の産業計画を樹立すべきではあるまいか。

今や経済自立化運動が提唱されてより四、五年もなるが未だ本質的解決には至らず右往左往昔ながらの手と脚の過重労働にすぎない。

この無自覚無価値な現状に村長さんも飽きたらず先般農協総会の席上にて優良村視察談を兼ねて我が村の飛躍的産業開発につき強調されたのであるが将来我が田代の浮沈の鍵は実にこの村長の提案に依つて決定するのである。

この村長の提案に光明を点ずる火つけ役は村民代表者たる議員諸氏ではあるまいか。

県下に聞え高き名村長、名県会議員、この両勇将の下に賢明なる十八人の議員諸氏、この三者の智慧袋によつて無自覚な現状から目覚めた村に引き上げて下さるよう村民一同祈つて居ることと思います。

二、青年指導の徹底

これからの農民は手と脚の仕事であるよりは頭の仕事に切り換えて行かねばなるまい。限られた土地から如何にして生産力を最高度に高めるかと云うことが農業経済学第一の基礎条件と言えよう。

青年の「頭」次第によつて田代の将来の運命が幸か不幸かの岐路に立たせられると思う。

この見地からして万難を押し切つて青年教育の徹底を期せねばならないと思う。

青年を教つて始めて村が救われるのではあるまいか、単に手と脚のみの過重労働は強制労働と云つても過言ではあるまい。

単に働くのみが青年の使命ではない筈、青年期の修養如何によつて生涯の運命が決せられる事を思う時青年教育の不徹底は誠に憂慮に堪えない。

青年期は何と云つても煙草よりは酒、そろそろその水準に達したものと云えよう。

民事裁判の分野で、新憲法になつてからの特に注目にあたいする事件は、いわゆる国家賠償の関係の事件である。

・火事の現場に急ぐ消防自動車に引き殺されたとか、警察官が犯人を逮捕しようとして放つたピストルのそれ弾に当つて怪我をしたとか云うように、国や市町村が公権力を行使するにあたり損害を与えた場合には、戦前は、賠償の請求をする事ができないこととされていた。

しかし、新憲法は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けた時は、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」ものと定めた（第一七条）。そこでこれまで損害賠償の請求ができなかつたような公務員の不法行為に対しても、国や公共団体を相手として訴を起すことができることとなつた。

新憲法施行後最近までに裁判所へ持ち出されたこの種の訴は、二百件に近い。

そのうちには、請求が認められなかつたもの、和解が成立したものなどもあるが、判決で賠償請求が認められたものも少くない。

(一) Aは、背嚢カリエスであつたのに、窃盗の容疑者として村の巡査駐在所に連行され、長時間にわたつて取調を受け、その間殴られたりしたため、三ケ月ほど経つてから、病状が悪化して死亡したA の母は、国に対し五万円の慰謝料請求が認められた。

(二) Bは警官隊が強盗殺人犯人逮捕のため、犯人のかくれた家におもむいた際、その家の裏口から飛び出そうとしたので、警官隊から犯人とまちがえて射殺された。Bの遺族は、十万円の賠償請求が認められた。

(三) C等の四〇名は、終戦直後進駐軍の命により旧陸軍及び警察が火薬の焼却作業をするに際し、作業上の過失から生命、財産等に損害を加えたと云う理由から、各自一万円ないし三〇万円、総計約四〇〇万円の賠償請求が認められた。

(四) Dは、白米一斗五升を入れたリュックサックを背負つていたため、警察官から職務質問され、逃げようとして格斗となり、顔に傷あとが残る怪我をした。

そこで、国に対し五万円の賠償請求が認められた。

(五) Eは、旅行先で共産党のある幹部とまちがえられて、警察官に同行を求められ、警察のきめた旅館に泊められた。

翌日になり人ちがいであることが分つたが、ともかく、公衆の前で警察官らに身体の自由を拘束されその意に反して指紋、写真をとられたことにより精神上の苦痛を受けたものとして、五万円の慰謝料請求が認められた。

二、新憲法下の刑事裁判

憲法を頂点とする法の支配の体制を保障するものは裁判所である一切の法の違反は裁判所によつて判断され、裁判を通じて是正される。

国の法令、地方自治体の条例も裁判所により憲法に合致しているや否やの批判を受けなければならない。

政令三二五号違反事件に対する最高裁判所の判決又各地裁、高裁等に於ける公安条例違反事件の判決は、この事の好個の例証といえよう。

政令三二五号違反事件と云うのは、昭和二五年政令第三二五号「占領目的阻害行為処罰令」違反の事件のことで「占領目的阻害行為処罰令」は占領下連合国最高司令官の日本国政府に対する指令の趣旨等に反する行為に対し一定の範囲内で処罰することを認めた所謂「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」にもとずく命令の一つである。

占領中この政令に違反したかどで起訴された事件を講和条約発効により連合国最高司令官が廃止された後いかに取扱うべきかについて政府は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」を制定し、右政令第三二五号を廃止すると共に廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨を定めた。

しかるに連合最高司令官の「アカハタ等の発行停止」「言論及び新聞の自由」に関する指令覚書等に違反したとして講和発行前に起訴された事件について最高裁判所では昭和二十八年十二月十六日の大法廷の判決その他一連の判決で講和条約発行後従前の行為を処罰する旨の規定は憲法三九条又は二一条に違反するから無効であるとして被告人を免訴にした。即ち、その限りにおいて右法律の該当規定の効力は否定されたのである。

次に、公安条例に関する事件であるが、終戦後、言論、集会、結社等の自由が保障されたが、中に極た勢力に指導された集会示威行進等において行き過ぎのみられるものがあつたので、各地の自治体に於いては集団示威運動等について事前に名公安委員会に届出させ、又は許可を受けさせる等の規制を加え、その違反者に対し処罰を定めた条例も制定した。

これが俗に公安条例といわれているものである。

（以下次号）

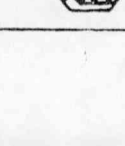

早瀬部落　小路善吉